

令和3年度

田村市高齢者福祉
主要事業制度案内



田村市 保健福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係
地域ケア推進係

令和3年4月1日発行

《 もくじ 》

◎高齢者の生活を支援する事業

・緊急通報システム事業	1
・配食サービス事業	2
・軽度生活援助事業	3
・高齢者住宅改修助成事業	4
・寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	5
・高齢者日常生活用具給付事業	6

◎介護予防・生活支援サービス事業

・訪問型サービスB事業（軽度な生活援助）	7
・通所型サービスC事業（3か月程度のリハビリ）	8

◎家族介護支援事業

・介護用品給付券交付事業	9
・要介護高齢者等介護者手当支給事業	10
・在宅寝たきり高齢者等訪問理髪事業	11
・生活支援ショートステイ事業	12
・車椅子同乗軽自動車貸出事業	13

◎災害時対策事業

・災害時避難行動要支援者避難支援事業	14
--------------------	----

◎高齢者等見守り支援事業

・高齢者等の見守りに関する協定	15
・高齢者見守りとりコール品回収に関する協定	16

◎敬老事業

・長寿者褒賞、敬老祝金の支給、敬老会の開催	17
-----------------------	----

◎措置事務

・養護老人ホームへの入所	18
--------------	----

◎成年後見制度利用促進事業

◎地域包括支援センター	20
-------------	----

◎高齢者交通支援事業

・高齢者安全運転支援装置設置事業	21
・高齢者交通対策支援事業	22

緊急通報システム事業

ひとり暮らしの高齢者等の自宅に、急病や災害等万一の場合に備え、ボタンを押せば緊急連絡ができる通報装置を設置します。

対象となる方	<ol style="list-style-type: none"> 1. おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者 2. 寝たきり高齢者を抱える高齢者のみの世帯 3. ひとり暮らしの重度身体障害者 																				
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 週1回、市の委託を受けた業者から、安否確認の電話（お元気コール）があります。 2. 家庭内での急病や事故等万一の場合に備え、ボタンを押すことで緊急連絡ができる通報装置を貸与します。 3. 市の委託業者は、緊急連絡があった場合、その状況によって救急車や協力員の出動等を要請します。 																				
利用の方法	<p>○高齢福祉課または各行政局市民係に利用の申請をしてください。 ※申請は1回で、継続します。</p>																				
利用料	<p>○前年分の生活中心者の所得税額に応じた額が、自己負担となり毎年見直されます。たとえば所得税が非課税世帯は無料となります。所得税額が10,000円以下の場合は、年額16,300円となります。</p> <p>○利用料は、月割り・日割りで算定し、利用者が委託業者に直接支払います。</p>																				
問い合わせ	<table border="0"> <tr> <td>高齢福祉課</td> <td>高齢福祉係</td> <td>電話</td> <td>82-1115</td> </tr> <tr> <td>滝根行政局</td> <td>市民係</td> <td>電話</td> <td>78-2111</td> </tr> <tr> <td>大越行政局</td> <td>市民係</td> <td>電話</td> <td>79-2111</td> </tr> <tr> <td>都路行政局</td> <td>市民係</td> <td>電話</td> <td>75-2111</td> </tr> <tr> <td>常葉行政局</td> <td>市民係</td> <td>電話</td> <td>77-2111</td> </tr> </table>	高齢福祉課	高齢福祉係	電話	82-1115	滝根行政局	市民係	電話	78-2111	大越行政局	市民係	電話	79-2111	都路行政局	市民係	電話	75-2111	常葉行政局	市民係	電話	77-2111
高齢福祉課	高齢福祉係	電話	82-1115																		
滝根行政局	市民係	電話	78-2111																		
大越行政局	市民係	電話	79-2111																		
都路行政局	市民係	電話	75-2111																		
常葉行政局	市民係	電話	77-2111																		

配食サービス事業

調理が困難な高齢者に対して、定期的に居宅を訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認を行います。

対象となる方	<p>1. 田村市に住所を有するおおむね 65 歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯</p> <p>2. 1. に準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者であって、老衰心身の障害及び疾病等の理由により調理が困難な者</p>
利用の方法	<p>1. 配食サービス事業利用申請書（様式第 1 号）により、高齢福祉課または各行政局市民係に申請してください。</p> <p>※1 週間に 3 回を限度として利用できます。</p> <p>※申請は、その都度できます。</p> <p>※申請は、1 回で継続します。</p> <p>2. 田村市地域包括支援センターを經由して申請することができます。</p>
利 用 料	<p>弁当の受け渡し時に食材費として 1 回につき 350 円を利用者が委託業者に直接支払います。</p>
問 い 合 わ せ	<p>高齢福祉課 高齢福祉係 電話 8 2 - 1 1 1 5</p> <p>滝根行政局 市民係 電話 7 8 - 2 1 1 1</p> <p>大越行政局 市民係 電話 7 9 - 2 1 1 1</p> <p>都路行政局 市民係 電話 7 5 - 2 1 1 1</p> <p>常葉行政局 市民係 電話 7 7 - 2 1 1 1</p>

軽度生活援助事業

在宅のひとり暮らし高齢者等の日常生活上の簡易なお手伝いをします。シルバー人材センターに委託して、草刈り等の作業を行います。

対象となる方	<ol style="list-style-type: none"> 1. おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者 2. 高齢者のみの世帯 3. 上記の1. 2. に準ずる世帯の高齢者
作業の内容	<p>住宅の周辺の草刈り、除雪、家屋内外の整理・清掃、木や竹の枝打ち簡易な修繕、障子の張り替え等の作業を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草刈りは、住宅の周囲で日常生活に支障が出る所を行い、作業時間は1回当たりおおむね延べ2時間以内です。 ・除雪、家屋内外の整理・清掃、木や竹の枝打ち、簡易な修繕、障子の張り替えについても、日常生活をするうえで必要な範囲内で行うもので、それぞれ目安となる作業時間や基準が決まっています。 ・清掃や修繕に必要な材料等は利用者が準備してください。 ・庭木や盆栽の手入れ等、趣味や個人的なことは該当しません。
利 用 料	<p>事業の利用に伴う費用の1割分を翌月に市から利用者に請求します。 (200円～500円程度です。)</p>
利用の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢福祉課または各行政局市民係に申請してください。 ※申請は1回で、継続します。 2. シルバー人材センターや田村市地域包括支援センターを経由して申請することもできます。 3. 市では内容を確認して、申請者に決定の通知をし、シルバー人材センターに作業を委託します。
問 い 合 わ せ	<p>高齢福祉課高齢福祉係 電話82-1115 滝根行政局 市民係 電話78-2111 大越行政局 市民係 電話79-2111 都路行政局 市民係 電話75-2111 常葉行政局 市民係 電話77-2111 田村市地域包括支援センター 電話68-3737 (田村市社会福祉協議会内) 田村市シルバー人材センター 電話81-1505</p>

高齢者住宅改修助成事業

高齢者が在宅での自立生活を継続するため、手すりを付ける等の住宅改修工事を行う場合に補助金を交付します。

対象となる方	<p>介護保険の要支援・要介護認定者でない65歳以上の高齢者で、世帯の生計中心者の所得が児童手当の所得制限の限度額以下の場合 ※介護保険の認定を受けている人は、介護保険制度を利用してください。</p> <p>※児童手当の所得制限限度額（令和2年度現在） 扶養親族2人の場合 698万円</p>
対象となる改修工事	<ol style="list-style-type: none"> 1. 手すりの取り付け 2. 床の段差の解消、すべりにくい床材への変更 3. 和式便器から洋式便器への取り替え 4. 玄関から道路までの手すりの取付け、スロープの設置、門扉の引き戸等への取り替え 5. 1～4の工事に伴って必要な改修工事 <p>※対象になるのは、現在あるものを改修する場合で、比較的小規模のものです。</p> <p>※トイレのほか風呂、台所等もあわせて新しく造るのは改修でなく改築になるので該当しません。</p>
補助金額	<p>改修にかかった費用の9割に相当する額を完了後に口座に振り込みます。上限額は18万円です。</p>
利用の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢福祉課または各行政局市民係に申請してください。着工前の写真、見積書が必要です。 ※申請する前に着工した場合は、補助金は受けられません。 2. 交付決定通知後に着工し、工事完成後に実績報告書（領収書の写しと完成後の写真を添付）を提出してください。 3. 検査後に、補助金を交付します。 ※利用は、一住宅につき1回のみです。
問い合わせ	<p>高齢福祉課高齢福祉係 電話 82-1115 滝根行政局 市民係 電話 78-2111 大越行政局 市民係 電話 79-2111 都路行政局 市民係 電話 75-2111 常葉行政局 市民係 電話 77-2111</p>

寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

在宅で、寝たきり等の状態にある65歳以上の高齢者や、ひとり暮らしの高齢者の寝具類を、洗濯・乾燥・消毒します。

対象となる方	<ol style="list-style-type: none"> 1. 在宅で介護保険の要介護認定で要介護4または5と判定された方 2. 要介護認定を受けていない方で、1. に相当する方 3. 65歳以上のひとり暮らし高齢者で近親者（子）が市内にいない方 4. 在宅の寝たきり重度身体障害者 															
事業内容	寝具類のクリーニング（洗濯・乾燥・消毒）を、年2回行います。															
利用の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. たむら市政だより5月号と10月号で事業の周知をします。 2. 高齢福祉課または各行政局市民係に申請書がありますので介護度が確認できる書類を添えて各窓口で申請してください。 ※申請は、その都度必要です。 ※介護度が確認できる書類は、介護用品給付券交付事業または要介護高齢者介護者手当支給事業の書類で確認できるときは省略できます。 3. 対象者の自宅を市から委託を受けた業者が訪問し、寝具類の回収からクリーニング、納品まで所定のサービスを行います。 															
利用料	1品目2枚まで、1回に利用できる限度額は12,000円です。 利用料は無料です。															
問い合わせ	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">高齢福祉課</td> <td style="width: 30%;">高齢福祉係</td> <td style="width: 40%;">電話 82-1115</td> </tr> <tr> <td>滝根行政局</td> <td>市民係</td> <td>電話 78-2111</td> </tr> <tr> <td>大越行政局</td> <td>市民係</td> <td>電話 79-2111</td> </tr> <tr> <td>都路行政局</td> <td>市民係</td> <td>電話 75-2111</td> </tr> <tr> <td>常葉行政局</td> <td>市民係</td> <td>電話 77-2111</td> </tr> </table>	高齢福祉課	高齢福祉係	電話 82-1115	滝根行政局	市民係	電話 78-2111	大越行政局	市民係	電話 79-2111	都路行政局	市民係	電話 75-2111	常葉行政局	市民係	電話 77-2111
高齢福祉課	高齢福祉係	電話 82-1115														
滝根行政局	市民係	電話 78-2111														
大越行政局	市民係	電話 79-2111														
都路行政局	市民係	電話 75-2111														
常葉行政局	市民係	電話 77-2111														

高齢者日常生活用具給付事業

ひとり暮らしの高齢者等に、日常生活用具を給付します。

事業内容		耐用年数	基準価格	対象となる方
給付	電磁調理器	6年	41,000円	おおむね65歳以上であって、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等
	火災警報機	8年	15,500円 (1世帯2台を限度)	
	自動消火器	8年	28,700円	
利用の方法		高齢福祉課または各行政局市民係に申請してください。		
利用料 (利用者負担額)		<p>○生計中心者の前年分所得税が非課税の世帯は、利用料が無料となります。</p> <p>○生計中心者の前年分所得税課税年額が一定の金額以上あれば、階層区分に応じた利用者負担額を納入事業者に直接支払います。</p> <p>○申請者が基準価格を超える用具の給付を受けようとする場合は当該用具の額から基準価格を減じた額に、前年分所得税課税年額をもとにした利用者負担額を加えた額を納入事業者に直接支払います。</p>		
問い合わせ		高齢福祉課 高齢福祉係 滝根行政局 市民係 大越行政局 市民係 都路行政局 市民係 常葉行政局 市民係	電話 82-1115 電話 78-2111 電話 79-2111 電話 75-2111 電話 77-2111	

訪問型サービス B 事業（軽度な生活援助）

軽度な生活援助が必要な高齢者に対し、隣隣サポーター（住民ボランティア）が地域の助け合いによる生活援助を提供することで、自宅での元気な生活を応援します。

対象となる方	<p>1. 介護予防・日常生活支援総合事業で、基本チェックリストにより、生活機能に低下がみられた方（総合事業対象者）</p> <p>2. 要介護（要支援）認定で要支援1・2の判定を受けた方</p>
事業内容	<p>利用する方の生活状況に合わせて、自立した生活を支援する以下の内容を提供します。</p> <p>①掃除 ②洗濯 ③調理 ④布団のシーツ・カバー交換</p> <p>⑤衣服の整理・被服の補修 ⑥日常品の買い物 ⑦薬の受け取り</p> <p>⑧灯油入れ ⑨ゴミ出し ⑩電球交換 ⑪話し相手 ⑫雪はき</p> <p>※内容、時間、回数は利用する方のケアプラン（自立生活に戻るための目標と計画）に沿って提供します。</p> <p>※できることは利用する方自身が行い、できないことを隣隣サポーターが応援することで、自立した生活を手助けします。</p> <p>※身体介護、本人以外の家事、日常的な家事の範囲を超えるものなどは提供できません。</p>
利用の方法	<p>○上記の「対象となる方」に該当する場合は、担当ケアマネジャーへご相談ください。</p> <p>○それ以外の方は、下記の問い合わせ先または地域包括支援センターへご相談ください。後日、地域包括支援センターが訪問し生活状況などを確認します。</p>
利用料	<p>30分当たり250円 以降30分ごとに250円ずつ加算</p>
問い合わせ	<p>高齢福祉課地域ケア推進係 電話82-1115</p> <p>滝根行政局 市民係 電話78-2111</p> <p>大越行政局 市民係 電話79-2111</p> <p>都路行政局 市民係 電話75-2111</p> <p>常葉行政局 市民係 電話77-2111</p> <p>地域包括支援センター 電話68-3737</p>

通所型サービス C 事業（3 か月程度のリハビリ）

お一人おひとりにあったプログラムで原則 3 か月間集中的にリハビリをおこない、日常生活での困りごとを自分でできるように支援します。

対象となる方	<p>1. 介護予防・日常生活支援総合事業で、基本チェックリストにより、生活機能に低下がみられた方（総合事業対象者）</p> <p>2. 要介護（要支援）認定で要支援 1・2 の判定を受けた方 ※通所介護サービスを利用していない方</p>
事業内容	<p>リハビリ専門職が、体力・バランス・持久力などの身体機能や、住居や地域での生活環境を踏まえた評価を行い、個別プログラムにより機能訓練等を週 1 回（約 2 時間）、原則 3 か月間集中的にリハビリを行います。</p> <p>サービス終了後も引き続き日常生活の活動が維持できるように自宅で行えるトレーニングの提案や、地域の通いの場等への参加ができるように支援します。</p>
利用の方法	<p>地域包括支援センターへご相談ください。その後ご自宅を訪問し、生活の様子や身体の状態から課題や目標を共有します。</p>
利用料	<p>1 回 5 0 0 円</p>
問い合わせ	<p>地域包括支援センター 電話 6 8 - 3 7 3 7 高齢福祉課地域ケア推進係 電話 8 2 - 1 1 1 5</p>

介護用品給付券交付事業

在宅の要介護3以上の要介護高齢者及び第2号被保険者を介護している家族に、紙おむつ等の介護用品と引き換えができる給付券を交付します。

<p>対象となる方</p>	<p>在宅の次の高齢者等を介護している家族</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険の要介護認定で要介護4または5と判定された方 2. 介護保険の要介護認定が要介護3で、日常的に紙おむつを使用する方
<p>事業内容</p>	<p>市が指定した業者で介護用品（紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、消臭剤、とろみ調整食品）と引き換えできる給付券を交付します。1枚の給付券で1カ月分5,000円までの介護用品と引き換えることができます。</p> <p>※入院・入所等在宅でない場合は使用できません。在宅日数が1日でもその月は該当します。</p> <p>※申請日の翌月分から交付します。申請日が月の初日の場合は申請した月の分から交付します。</p>
<p>利用の方法</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 申請書に介護度が確認できる書類、要介護3の方は申請書に介護支援専門員もしくは地域包括支援センター職員等によるおむつ使用証明を受けて、高齢福祉課または各行政局市民係に申請してください。※申請は1回で、継続します。 2. 市から送付された給付券を、市が指定した業者に持参し、紙おむつ等の介護用品と引き換えてください。 3. 介護用品以外の物と引き換えることはできません。
<p>問い合わせ</p>	<p>高齢福祉課高齢福祉係 電話82-1115 (主担当は高齢福祉課となります)</p> <p>滝根行政局 市民係 電話78-2111 大越行政局 市民係 電話79-2111 都路行政局 市民係 電話75-2111 常葉行政局 市民係 電話77-2111</p>

要介護高齢者等介護者手当支給事業

在宅の要介護3以上の要介護高齢者及び第2号被保険者と同居し、又は通いで介護している家族に、介護者手当を支給します。

<p>対象となる方</p>	<p>在宅の次の高齢者等と同居または通いで介護している家族</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険の要介護認定で要介護4または5と判定された方 2. 介護保険の要介護認定が要介護3で、医師のおむつ使用証明を受けている方 <p>※同居とは生活の実態または住民登録の住所が同じであることです。 ※通いで介護している家族とは、在宅の高齢者等と住所を異にする子等が<u>毎日通いで介護している方</u>のことです。</p>
<p>事業内容</p>	<p>家族が在宅の高齢者等を介護した期間（月数）に応じて、介護者手当を支給します。手当は月額5,000円です。なお、この制度により認定されてから1年経過し、かつ過去1年間に介護サービスを利用しない高齢者等の介護者に対しては、月額10,000円を支給します。</p> <p>※病院へ入院・施設へ入所した月でも、在宅期間が14日以上あれば該当します。また、資格喪失となった月まで対象とします。</p> <p>※申請日の翌月から認定します。申請日が月の初日の場合は申請した月から認定します。</p>
<p>利用の方法</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 申請書に介護度が確認できる書類、要介護3の方は申請書に介護支援専門員もしくは地域包括支援センター職員等によるおむつ使用証明を受けて、高齢福祉課または各行政局市民係に申請してください。 ※申請は1回で、継続します。 ※上記添付書類は、介護用品給付券交付事業の書類で確認できるときは省略できます。 2. 10月と3月に、対象月における在宅日数を確認する確認票の提出を受け、審査し支給します。
<p>問い合わせ</p>	<p>高齢福祉課高齢福祉係 電話82-1115 (主担当は高齢福祉課となります)</p> <p>滝根行政局 市民係 電話78-2111 大越行政局 市民係 電話79-2111 都路行政局 市民係 電話75-2111 常葉行政局 市民係 電話77-2111</p>

在宅寝たきり高齢者等訪問理髪事業

理容院や美容院へ行くことが困難な寝たきりの高齢者及び第2号被保険者の自宅を、理美容師が訪問して、理髪サービスを行います。

対象となる方	<ol style="list-style-type: none"> 1. 在宅の要介護認定者であって、要介護4以上と判定された方 2. 要介護認定を受けていない方で、1. に相当する方 3. 在宅の寝たきり重度身体障害者
利用の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 申請書に介護度等が確認できる書類を添えて高齢福祉課または各行政局市民係に申請してください。 ※介護度が確認できる書類は、介護用品給付券交付事業または要介護高齢者介護者手当支給事業の書類で確認できるときは省略できます。 2. 市から対象者に年度内に利用できる利用券を2枚送付します。 3. 利用者は、希望する理容院や美容院へ、訪問理髪を依頼してください。 4. 理髪サービスの終了後、利用券に本人または家族が署名・押印して、訪問した理容師や美容師に渡してください。
利 用 料	<p>1枚の利用券の限度額は3,500円です。これを超えた分は自己負担になります。</p>
問 い 合 わ せ	<p>高齢福祉課 高齢福祉係 電話 82-1115 (主担当は高齢福祉課となります)</p> <p>滝根行政局 市民係 電話 78-2111 大越行政局 市民係 電話 79-2111 都路行政局 市民係 電話 75-2111 常葉行政局 市民係 電話 77-2111</p>

生活支援ショートステイ事業

在宅の要援助高齢者（日常生活上の支援等により、在宅生活が継続できる高齢者）を同居家族等に代わって一時的に養護する必要がある場合等に、養護老人ホーム等の施設に入所していただき、入所中の健康の管理や食事、入浴などのサービスを提供します。

対象となる方	<p>おおむね65歳以上の要援助高齢者で、介護保険の要介護認定で自立と認定された方、若しくは要介護認定は受けていないが、明らかに自立相当と認められる方で1～3のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象となる要援助高齢者の生活を援助している家族が、病気、冠婚葬祭、災害、看護等のため、援助することができないとき。 2. 対象となる要援助高齢者が単身世帯等で、家族の介護を受けていない場合であって、体調不良等により、一時的に宿泊を伴う援助を必要とするとき。 3. その他、市長が特に必要と認めた場合 		
利用の方法	<p>「生活支援ショートステイ利用申請書」により申請してください。 ※緊急を要すると認めた場合、事後に申請することが可能です。 ※入所の期間は原則として7日以内となります。</p>		
利用料	<p>その時点の空き状況によりますが、入所できる施設の1日当りの利用料は以下のとおりです。</p>		
	施設名	生活保護世帯	その他の世帯
	ふねひき福寿荘	無料	1,000円
	船引こぶし荘 都路まどか荘 ときわ荘 三春町敬老園 桜美苑	無料	2,000円
	<p>※この他、食費及び滞在費等の日常生活に要する費用は自己負担になります。</p>		
問い合わせ	<p>高齢福祉課高齢福祉係 電話82-1115 滝根行政局 市民係 電話78-2111 大越行政局 市民係 電話79-2111 都路行政局 市民係 電話75-2111 常葉行政局 市民係 電話77-2111</p>		

車椅子同乗軽自動車貸出事業

歩行が困難な高齢者等が、医療機関や公的機関に出かけられるように、乗降しやすい軽自動車を貸し出します。

この軽自動車は、市役所高齢福祉課と田村市社会福祉協議会本所及び滝根、常葉、船引の各支所並びに船引北部デイサービスセンターに配置しています。

利用できる方	歩行が困難な高齢者や重度の障害者 ※運転するのは家族やボランティア	
貸出の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療機関や公的機関に出かけるときに利用できます。 2. 運転できるのは家族・知人とボランティアです。21歳未満や運転経験が3年未満の場合は、貸し出しはできません。 3. 原則として、利用は1日以内で、午前9時から午後4時まで。利用回数は、月2回以内です。 4. 利用できる範囲は、原則として市内ですが、医療機関・公的機関が市外にある場合や緊急の場合は利用できます。高速道路の使用はできません。 	
利用料	無料	
利用の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 初めて利用する場合は、利用登録申込書と誓約書に記入し、運転者の運転免許証の写しを添付して提出してください。 2. 利用希望日の1週間前（緊急の場合を除く）までに、電話等で申し込んでください。 3. 利用後は、車両の清掃を行い、運転日報に記入し、車両とカギを返却してください。 	
問い合わせ	高齢福祉課高齢福祉係 各行政局市民係 田村市社会福祉協議会本所 田村市社会福祉協議会滝根支所 田村市社会福祉協議会常葉支所 田村市社会福祉協議会船引支所 船引北部デイサービスセンター	電話 82-1115 電話 68-3434 電話 78-3822 電話 77-2714 電話 82-2943 電話 86-2691

災害時避難行動要支援者避難支援事業

田村市災害時避難行動要支援者避難支援プランに基づき、要支援者の避難行動を支援します。

<p>対 象 者 (災害時避難行動要支援者)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険の要介護3以上の認定を受けている者 2. 身体障害者手帳1級又は2級の第1種所持者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く） 3. 療育手帳Aを所持する知的障害者 4. 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持する者で単身世帯の者 5. 市の生活支援を受けている難病患者 6. 一人暮らし高齢者（概ね70歳以上の者） 7. 高齢者のみの世帯の者（概ね70歳以上の者） 8. 自ら避難行動要支援者名簿への掲載を希望する者
<p>避難支援等関係機関・団体</p>	<p>①田村市行政区長連合会②田村市民生児童委員連絡協議会③田村市消防団④田村市社会福祉協議会⑤田村市赤十字奉仕団⑥田村警察署⑦田村消防署</p>
<p>事業内容</p>	<p>◎平常時</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 避難行動要支援者名簿に記載された者のうち、平常時からの利用に要支援者本人から同意を得られた者の名簿及び台帳を、支援者組織等に提供します。 2. 支援者組織等は、災害の発生に備え迅速な避難支援等の実施のため名簿及び台帳を利用します。また、要支援者の個別計画作成について協力します。 <p>◎緊急時（災害時）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 避難行動要支援者名簿及び台帳を支援者組織等に提供します。 ※提供について要支援者本人の同意を得ていない者の名簿及び台帳も提供します。 2. 支援者組織等は、個別計画に基づき、連携して要支援者の避難誘導及び安否確認情報の収集を実施します。 3. 支援者組織等は、市が支援について必要なくなったと判断した場合に名簿及び台帳を市に返却します。
<p>利用の方法</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 対象者には市から避難支援プラン同意確認書（個別計画）を送付しますので提出してください。 2. 自ら名簿への掲載を希望する者には高齢福祉課または各行政局市民係で避難支援プラン同意確認書（個別計画）を配付しますので提出してください。 3. 支援者組織等に名簿及び台帳を提供し、個別計画の作成と見守り支援に活用します。
<p>個人情報保護条例の遵守</p>	<p>名簿及び台帳の取扱いは田村市個人情報保護条例及び田村市災害時避難行動要支援者避難支援プランの規定を遵守します。</p>
<p>問い合わせ</p>	<p>高齢福祉課高齢福祉係 電話82-1115 または各行政局市民係</p>

高齢者等の見守りに関する協定

事業趣旨	主に日中における高齢者等の生活を見守り、安全に安心して暮らせる地域づくりに資することを目的とする。
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 実施方法 新聞及び訪問販売等の事業主と協定を取り交わし、業務上高齢者等の自宅を訪問した際に、異変を察知した場合は、当該異変を行政に連絡していただくこととし、緊急を要する状況にあると認められる場合は、直ちに適切な処置を講じていただくこととします。 2. 異変の主なチェック項目 <ul style="list-style-type: none"> ・ポストに新聞が数日分たまっている。 ・チャイムを鳴らしても応答がない。 ・電話をかけても返答がない。 ・その他気がついたことがある。
連絡先	<ol style="list-style-type: none"> 1. 担当する部署 高齢福祉課または各行政局市民係で対応します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢福祉課高齢福祉係 電話 82-1115 ・ 滝根行政局 市民係 電話 78-2111 ・ 大越行政局 市民係 電話 79-2111 ・ 都路行政局 市民係 電話 75-2111 ・ 常葉行政局 市民係 電話 77-2111 2. 月曜日～金曜日（午前8時30分～午後5時15分・祝日 12/29～1/3を除く）
協定締結事業所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新聞販売店（H23.12.19 協定締結） （株）JA 新聞センターたむら、（株）毎日民報田村東部販売センター、（株）三春集報社、酒井新聞店、佐原新聞店、石井新聞店、（有）舞木新聞店 2. 配達、宅配、運送業者等（H28.2.8 協定締結） みやぎ生活協同組合コープ、郡山ヤクルト販売（株）、（株）ヨシケイ福島、（株）セブンイレブン・ジャパン、ヤマト運輸（株）、（株）タカラコーポレーション田村 3. 日本郵便株式会社（H31.3.8 協定締結） 田村市内12郵便局及び三春郵便局

高齢者見守りとリコール品回収に関する協定

事業趣旨	宅配事業でドライバーが直接消費者と対面するという強みを活かして自治体と連携し、高齢者へのリコール製品情報の周知をするとともに、高齢者の見守り事業を実施する。
事業内容	○実施方法 独居世帯及び高齢者のみ世帯等へ市発行のチラシとリコールチラシを配達しながら、リコール製品の案内を声かけ、体調や不在を確認し、リコール製品の発見に繋げ、回収し製品を無償交換する。なお、不在が続いたら市に報告する。
連絡先	<p>1. 担当する部署 高齢福祉課または各行政局市民係で対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢福祉課 高齢福祉係 電話 82-1115 ・ 滝根行政局 市民係 電話 78-2111 ・ 大越行政局 市民係 電話 79-2111 ・ 都路行政局 市民係 電話 75-2111 ・ 常葉行政局 市民係 電話 77-2111 <p>2. 月曜日～金曜日（午前8時30分～午後5時15分・祝日 12/29～1/3を除く）</p>
協定締結事業所	1. ヤマト運輸（H28.10.28 協定締結）

長寿者褒賞

満100歳を迎えられた方に、祝金を贈ります。

事業内容	市内に10年以上継続して住所があり、満100歳を迎えられた方の長寿を祝い、祝金を贈ります。	
問い合わせ	高齢福祉課 高齢福祉係	電話 82-1115
	滝根行政局 市民係	電話 78-2111
	大越行政局 市民係	電話 79-2111
	都路行政局 市民係	電話 75-2111
	常葉行政局 市民係	電話 77-2111

敬老祝金の支給

高齢者の福祉増進のため、敬老祝金を支給します。

事業内容	<p>○令和3年度</p> <p>3月31日現在、満74歳、79歳及び87歳の者で、9月15日に健在で、かつ引き続き1年以上田村市に住所がある方に、①、②、③の敬老祝金を支給します。</p> <p>① 74歳 10,000円</p> <p>② 79歳 20,000円</p> <p>③ 87歳 30,000円</p>	
問い合わせ	高齢福祉課 高齢福祉係	電話 82-1115
	滝根行政局 市民係	電話 78-2111
	大越行政局 市民係	電話 79-2111
	都路行政局 市民係	電話 75-2111
	常葉行政局 市民係	電話 77-2111

敬老会の開催

3月31日現在で満74歳以上（昭和22年4月1日以前に生まれた方）の高齢者を招待し、市内12カ所の地区ごとに敬老会を開催します。

○令和3年度の敬老会は、9月19日（日）に開催します。

○老人の日は9月15日。敬老の日は9月の第3月曜日

養護老人ホームへの入所

65歳以上の高齢者で、環境や経済的な事情から、在宅での生活が困難な場合は、市の措置によって養護老人ホームへ入所することができます。

入所の基準	<p>高齢者が、次の（１）と（２）のいずれにも該当すること。</p> <p>（１）環境上の事情（①と②のいずれにも該当すること）</p> <p>①健康状態 入院加療を要する状態ではないこと。</p> <p>②環境の状況 家族や住居の状況等、現在の環境下では、在宅で生活することが困難であると認められる場合</p> <p>（２）経済的事情（①～③のいずれかに該当すること）</p> <p>①高齢者の属する世帯が生活保護を受けていること。</p> <p>②高齢者の属する世帯の生計中心者の市民税が、非課税か均等割のみの課税であること。 ※生計中心者は、高齢者の扶養義務者であるかどうかにはかかわらない。</p> <p>③災害等の事情で、高齢者の属する世帯の生活状態が困窮している場合</p>
主な養護老人ホーム	三春町敬老園、希望ヶ丘ホーム（郡山市）、川俣光風園（川俣町）、緑光園（福島市）
問い合わせ	<p>高齢福祉課高齢福祉係 電話 82-1115 (主担当は高齢福祉課となります)</p> <p>滝根行政局 市民係 電話 78-2111</p> <p>大越行政局 市民係 電話 79-2111</p> <p>都路行政局 市民係 電話 75-2111</p> <p>常葉行政局 市民係 電話 77-2111</p>

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心した生活が続けられるように、さまざまな面から支える機関です。

地域包括支援センターは、高齢福祉課・各介護支援事業所等と連携し、各種の相談等に応じています。

対象となる方	<ol style="list-style-type: none"> 1. おおむね65歳以上の高齢者 2. 高齢者の家族等
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護予防プランの作成 要支援1、2と認定された方を対象に介護保険の予防サービスの計画づくり等を行います。 2. 高齢者や家族への総合的な相談・支援 高齢者についてのさまざまな相談を受け付け、必要なサービス等が受けられるよう支援します。 3. 高齢者の権利擁護と虐待防止 高齢者への虐待防止や虐待の早期発見、成年後見制度の活用等高齢者の権利擁護のために必要な支援を行います。 4. 地域におけるネットワーク事業 ケアマネージャーの支援や地域の医療機関・施設・事業所等関係機関との連携体制をつくっていきます。
問い合わせ	田村市地域包括支援センター 電話68-3737 (田村市社会福祉協議会内)

高齢者安全運転支援装置設置事業

65歳以上の運転者の交通事故の防止及び事故時の被害軽減のため、安全運転支援装置を新たに購入・整備した費用の一部を補助します。

<p>対象となる方 (1～4のすべてに該当)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 田村市内に住民登録があり、設置時に満65歳以上の方 2. 令和2年4月1日以降に、安全運転支援装置を販売取付事業者(自動車整備事業者・カー用品量販店等)で購入・取り付けし、支払いを完了した方 3. 自動車運転免許証を保有している方 4. 市税等を滞納していない方
<p>対象自動車 (1～2のすべてに該当)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安全運転支援装置を設置可能な普通自動車、小型自動車または軽自動車で、自家用の用途に供する自動車(リース、レンタルを除く) 2. 補助対象者は自動車車検証に記載される使用者と補助対象者が一致すること。一致しない場合は、自動車検査証に記載の「所有者」または「使用者」欄の住所と、補助対象者の自動車運転免許証に記載の住所が同一であること。
<p>補助率 補助金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助率：1/2以内 ○ 補助金額：上限2万円 ※国の補助があった場合はその残額が補助対象です。 ○ 1人につき1回
<p>受付期間・場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受付期間：令和3年5月6日から令和4年2月28日 ※補助金は予算の範囲内での交付となります。 ○ 受付場所：高齢福祉課または各行政局
<p>問い合わせ</p>	<p>高齢福祉課高齢福祉係 電話82-1115 (主担当は高齢福祉課となります)</p> <p>滝根行政局 市民係 電話78-2111 大越行政局 市民係 電話79-2111 都路行政局 市民係 電話75-2111 常葉行政局 市民係 電話77-2111</p>

高齢者交通対策支援事業

運転免許を保有していない高齢者の方の、移動の便宜を図るとともに社会参加の促進・高齢者福祉の増進を目的に、乗合タクシー（たきね乗合タクシー、おおごえ乗合タクシー、ときわ・みやこじ乗合タクシーまたは船引らくらくタクシー）の利用券を申請により交付します。

<p>対象となる方</p>	<p>田村市内に住民登録があり、運転免許を保有していない満65歳以上の方 ※小型特殊及び原付のみの運転免許を所有する高齢者は対象 ※介護施設・障害者施設に入所中の高齢者は対象外</p>
<p>利用の方法</p>	<p>1. 健康保険証や後期高齢者被保険者証、マイナンバーカードなど確認書類を持参し、高齢福祉課または各行政局、各出張所で申請書を提出してください。（家族など代理人による申請の場合は、代理人の運転免許証や健康保険証、マイナンバーカードなどの確認書類を持参ください。） 2. 審査後に5,000円分（200円券、300円券各10枚）の利用券を年度内に一人1回に限り交付します。 なお、利用券の有効期限は令和4年3月31日までとなります。 ※本事業で交付する利用券は一般のタクシーには使用できません。 ※各乗合タクシーは、事前に利用者登録が必要です。登録方法については、市役所総務部経営戦略室 電話81-2117へお問い合わせください。</p>
<p>受付期間・場所</p>	<p>○ 受付期間：令和3年5月6日から令和4年2月28日 ○ 受付場所：高齢福祉課または各行政局、各出張所</p>
<p>問い合わせ</p>	<p>高齢福祉課高齢福祉係 電話82-1115 （主担当は高齢福祉課となります） 滝根行政局 市民係 電話78-2111 大越行政局 市民係 電話79-2111 都路行政局 市民係 電話75-2111 常葉行政局 市民係 電話77-2111</p>